

2023年1月13日

各 位

会 社 名：ウインテスト株式会社  
(コード:6721 東証スタンダード市場)  
代表者名：代表取締役社長 姜 輝  
問合せ先：専務取締役 樋口 真康  
(TEL:045-317-7888)

(訂正) 「第三者割当による第11回新株予約権(行使価額修正条項付)の  
発行に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、2023年1月13日開催の取締役会において、GFA株式会社(以下、「割当予定先」といいます。)を割当先とする第三者割当の方法による第11回新株予約権(行使価額修正条項付、以下「本第11回新株予約権」といいます。)の発行を決議し、同日付で「第三者割当による第11回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に関するお知らせ」を開示していましたが、本新株予約権の発行要領に係る事項につき一部訂正事項がありましたので、下記の通り訂正いたします。訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

1. 訂正の理由

新株予約権の払込金額の算定方法の記載について誤りがあったことが判明したため、訂正を行うものです。

2. 訂正の箇所および内容

訂正箇所には下線を付しております。

<訂正前>

(別紙) ウインテスト株式会社第11回新株予約権(第三者割当) 発行要項

7. 本新株予約権1個当たりの払込金額

金 142円

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初 142円とする。但し、行使価額は第9項に定める修正及び第10項に定める調整を受ける。

9. 行使価額の修正

行使価額は、割当日以後、第17項第3号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90.0%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金

額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が85円（以下「下限行使価額」といい、第10項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。上記修正が行われる場合には、当社は、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。

<訂正後>

(別紙) ウインテスト株式会社第11回新株予約権（第三者割当）発行要項

7. 本新株予約権1個当たりの払込金額  
金 127円

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、当初 127円とする。但し、行使価額は第9項に定める修正及び第10項に定める調整を受ける。

9. 行使価額の修正

行使価額は、割当日以後、第17項第3号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90.0%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が83円（以下「下限行使価額」といい、第10項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。上記修正が行われる場合には、当社は、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。

以上